

都市整備部公共事業事後評価実施要領

(趣旨)

第1条 公共事業事後評価は、事業完了後の公共事業について事業の効果等の評価し、必要に応じて適切な改善措置や同種事業の評価手法の見直し等を行うことで、公共事業の効率性及び透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

本要領は、都市整備部が実施する公共事業事後評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事後評価の対象とする事業の範囲)

第2条 都市整備部が実施する次の各号に該当する公共事業のうち、維持管理、復旧等に係る事業を除く全ての事業（以下「対象事業」という。）を事後評価の対象とする。

- 一 国土交通省（以下「国」という。）の補助事業（以下「補助事業」という。）
- 二 前号に掲げるものを除く、県が事業主体となる全ての公共事業（交付金事業含む）（以下「単独事業」という。）

(事後評価を実施する事業)

第3条 対象事業のうち事後評価を実施する事業（以下「実施事業」という。）は、埼玉県公共事業事前評価実施要綱に基づき事前評価した事業及び埼玉県公共事業再評価実施要綱に基づき再評価した事業で、事業完了後一定期間が経過した事業のうち、工法等が特殊な事業、県民の関心が高い事業又は同種事業の改善に資すると見込まれる事業その他の公共事業で、事後評価の必要性が高いと認められる事業とする。

なお、「事業完了」とは、国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領の「事業種別ごとの事業完了の定義」によるものとし、「一定期間」とは、原則として5年以内とする。

- 2 実施事業は、事前評価及び再評価を実施した単位とし、各事業課につき各年度1事業を基本とする。

(事後評価等の決定)

第4条 事後評価を行おうとする各事業課は、実施事業を決定し、実施事業の事後評価に係る資料とともに、事後評価（案）及び対応方針（案）を作成し公共事業評価検討会議（以下「検討会議」という。）に諮るものとする。

- 2 検討会議は、前項について審査し、事後評価及び対応方針を決定するとともに、公共事業評価監視委員会に報告し参考意見を聴取する。

(評価結果及び対応方針の公表)

第5条 県は、事後評価結果及び対応方針を公表する。

(評価手法)

第6条 事後評価の評価手法は、別に定める細目による。

2 事後評価を行う際の視点は、次の各号に定めるとおりとし、事業種別ごとに事業の特性に応じた評価の項目及び内容を設定するものとする。

- 一 事業の効果の発現状況
- 二 費用対効果分析の算定基礎となった要因(費用、施設の利用状況及び事業期間等)の変化
- 三 事業実施による環境の変化
- 四 社会経済情勢の変化
- 五 今後の事後評価の必要性
- 六 改善措置の必要性
- 七 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

(実施事業以外の事業)

第7条 この要領は、事業課が実施事業以外の事業についてする事後評価の実施を妨げるものではない。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。